

In depth

A look at current financial reporting issues

2022年3月18日 In depth No. 2022-05

ロシアによるウクライナ侵攻の会計上の影響

7. 現金および現金同等物

FAQ 7.1.1 - 現金の送金に関する制限は現金および現金同等物の表示にどのような影響を及ぼしますか

質問

ある子会社が、ロシア国内の銀行に現金預金を保有しています。進行中のロシアによるウクライナ侵攻およびロシアに対して課された各国政府による制裁措置の結果、当該子会社は、国外の兄弟会社や親会社への現金送金を制限されています。この現金は、連結キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金同等物として表示されるでしょうか。

回答

この制限により、子会社の預金を現金および現金同等物として分類することが妨げられる可能性は低いですが、当該制限に関する開示が要求されることとなります。適用に関するより詳しい論点は、[FAQ 7.1.2](#)で取り上げています。

FAQ 7.1.2 - キャッシュ・フロー計算書および財政状態計算書において使用制限の対象となっている要求払預金をどのように分類すべきでしょうか

背景

ある企業がロシアの銀行に要求払預金を保有しています。ロシアの銀行セクターに課せられた制裁措置により、当該企業は要求払預金をロシア国外の銀行に送金できません。しかし、企業がテリトリー内の預金から支払を要求する場合には、要求に応じてその金額を受け取るようになります。

質問

キャッシュ・フロー計算書および財政状態計算書において使用制限の対象となる現金(すなわち、要求払預金)をどのように分類すべきでしょうか。

回答

キャッシュ・フロー計算書における表示

IAS第7号第6項は、「現金」を「手許現金と要求払預金からなる」と定義しており、IAS第7号には、ある項目がその定義を超えて現金に該当するかどうかに関する他の要求事項はありません。

IAS第7号およびIAS第1号は、現金および現金同等物に含まれる金額が制限措置の対象となる可能性があることを示しています。

- IAS第7号第48項は、企業に対して「保有する現金および現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重大な金額」を開示することを要求している。
- IAS第1号第66項(d)は、企業に対して「現金又は現金同等物(IAS第7号に定義)である(ただし、

当該資産を交換することまたは負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か月にわたり制限されている場合を除く)資産を流動に分類することを要求している。

したがって、要求払預金の使用に係る制限措置は、IAS第7号における現金の定義をもはや満たさないような性質に預金を変化させるものでない限り、預金が現金の定義を満たさなくなるという結果をもたらすものではありません。企業は、キャッシュ・フロー計算書上、要求払預金を「現金および現金同等物」の構成要素に含める必要があります。

財政状態計算書における表示

IAS第1号第54項(i)は、企業に対して「現金および現金同等物」の金額を表示する表示科目を財政状態計算書に含めることを要求しています。IAS第1号第55項は「企業は、追加的な表示科目(第54項に列挙した表示科目の分解を含む)(中略)が、企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示しなければならない」と述べています。

したがって、企業は使用制限措置の対象となる要求払預金を財政状態計算書上において現金および現金同等物として表示する必要があります。

財政状態の理解への目的適合性がある場合には、企業は、現金および現金同等物の表示科目を分解し、使用制限の対象となる要求払預金を区分して追加的な表示科目に表示すべきです。さらに、企業が資産を流動資産または非流動資産として表示する場合、IAS第1号第66項(d)を適用し、要求払預金を「当該資産を交換すること又は負債の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か月にわたり制限されている」場合を除いて、流動資産として分類する必要があります。

開示要求事項

IAS第7号第45項は、「企業は、現金および現金同等物の内訳を開示しなければならない」と述べています。この要求事項を適用し、企業は使用制限措置の対象となる要求払預金を現金および現金同等物の構成要素として開示する必要があります。

また、企業は次の追加的な情報を開示するかどうかを検討する必要があります。

- a. 金融商品から生じる流動性リスクおよび企業のリスク管理方法に関するIFRS第7号「金融商品:開示」の要求事項に関連した情報
- b. IAS第7号およびIFRS第7号の開示要求を適用して提供する情報が、企業の財政状態に及ぼす制限措置の影響を財務諸表利用者が理解するのに不十分な場合における追加的な情報(IAS第1号第31項)

現金同等物に係る制限措置の評価は異なる可能性があることにご留意ください([FAQ 7.1.3](#)を参照)。

FAQ 7.1.3 - キャッシュ・フロー計算書において現金ではない制限付き預金を「現金および現金同等物」の一部として分類すべきでしょうか

質問

キャッシュ・フロー計算書上、制限付き預金は、現金および現金同等物の一部として分類すべきでしょうか。

回答

経営者は、「現金」ではない制限付き預金が「現金および現金同等物」の定義を満たすかどうか、あるいはその定義が満たされないような方法で制限されているかどうかを検討する必要があります。これによって、短期の現金支払債務に充当するために利用可能な項目のみが「現金および現金同等物」の一部として分類されるようになります。制限の経済的実質は、ケースごとに評価する必要があります。預金が短期的に利用可能な場合には、その使用に制限があっても、現金同等物の定義を満たし、「現金および現金同等物」の一部として分類される可能性があります。これは、制限に関する特定の事実によって左右されます。

預金が「現金および現金同等物」に分類される要件を満たさない場合、「現金および現金同等物」の一部として表示すべきではありません。経営者は、これらの預金に関して、企業の財政状態の理解に目的適合性がある場合には、IAS第1号の要求事項に基づいて、財政状態計算書上、独立した表示項目として表示すべきかどうか、および制限付き預金と現金および現金同等物を明確に区別すべきかどうかを判定しなければなりません。預金が現金および現金同等物の一部としての分類要件を満たしているものの、資産の用途が制限されている場合、その制

限に関する説明および制限の対象となる金額を開示することが要求されます。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



pwc

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただく
ようお願いします。